

吹田市立図書館視聴覚資料収集方針及び選定基準

平成 25 年 6 月 1 日
(2013 年)

(目的)

この方針は、「吹田市立図書館資料収集方針」及び「選定基準」(平成 14 年)において「視聴覚資料、外国語資料、マンガ、マルチメディアなどの選定基準については、環境の変化や時代の要請を見極めながら、論議していくものとする。」との規定を基に、視聴覚資料の収集方針ならびに選定基準を定め、より充実した資料構成を築くことを目的とする。

(基本姿勢)

CDやDVDといった視聴覚資料は、音声や映像など活字資料にはない情報を持つメディアである。これらはその特性から、娯楽としてだけでなく教養や文化を向上させるための効果的な情報メディアとして社会に定着しており、図書館においても、すでに資料構成の一翼を担っている。市民が多様なメディアを通して、生活や生涯学習に必要な情報を得ることができるよう、視聴覚資料の幅広い積極的な収集を目指す。

(収集対象)

視聴覚資料の形態は多様であり、日々変遷している。収集するメディアについては、時代の流れと照らし合わせ、一般的に広く流通し、長く利用が望めるものを収集する。また吹田に関連する資料については積極的に収集する。

1. 録音資料

- (1) コンパクトディスク(CD)を中心に収集する。今後、音声メディアの主流に変化があった場合は、その時点で改めて収集するメディアを検討する。
- (2) CDのシングル盤は原則として収集しない。
- (3) 映像資料が付いた資料は原則として収集しない。
- (4) 輸入盤は原則として収集しない。ただし、国内仕様のもものは収集の対象とする。

2. 映像資料

- (1) DVDを中心に収集する。今後、映像メディアの主流に変化があった場合は、その時点で改めて収集するメディアを検討する。
- (2) 著作権法第38条第5項による館外貸出に関する著作権処理がされた資料を収集する。
- (3) 著作権者の個人貸出に関する承諾を得たものを収集する。

(選定基準)

1. 録音資料

- (1)「ポピュラー(洋楽・邦楽)」「クラシック」「ジャズ」など音楽の他、落語や朗読、効果音など、市民の娯楽や教養および実用に資するものまで幅広く選定する。
- (2)定番となっている作品、音楽関連賞受賞作など評価の高いもの、新聞および雑誌等での評価や話題性も参考に選定する。

2. 映像資料

- (1)「洋画」「邦画」「アニメ」などの映画の他、ドキュメンタリーや学習、スポーツ、音楽その他の映像作品など、市民の娯楽や教養および実用に資するものまで幅広く選定する。
- (2)定着した評価を得ている作品、映画関連賞受賞作品など評価の高いもの、新聞および雑誌等での評価や話題性も参考に選定する。
- (3)映画倫理委員会による区分表示がPG12、R15+、R18+の作品については、その資料的価値に照らし、慎重に選定する。